

議案第17号

鶴ヶ島市監査委員条例の一部を改正する条例について

鶴ヶ島市監査委員条例（平成3年条例第25号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月21日提出

鶴ヶ島市長 齊藤芳久

提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴い、引用条項の整理をしたいので、この案を提出するものである。

鶴ヶ島市監査委員条例の一部を改正する条例

鶴ヶ島市監査委員条例（平成3年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。